

政 法 第 1 9 4 5 号
答 申 第 4 1 5 号
平成 2 7 年 9 月 1 8 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 5 年 5 月 1 5 日付け海農第 2 1 6 号 1 による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 5 0 8 号

平成 2 5 年 4 月 4 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 5 年 3 月 1 4 日付け海農
第 1 4 7 5 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成25年3月14日付け海農第1475号で行った行政文書不開示決定に係る処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

① 排水問題での相手の主張する最重要文書である。

② 担当職員より、黒塗りされた文書を見せられ、黒塗りが無い状態を見たければ情報公開請求をするよう言われたが、その文書を保有しないとの不開示決定がされた。

以上により、不開示決定は違法であり取り消されるべきものである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る処分について

平成25年3月14日付け海農第1475号により実施機関が行った行政文書不開示決定処分（以下「本件決定」という。）

2 本件行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）及び対象行政文書の特定について

（1）本件請求について

平成25年2月10日付けの開示請求の内容は、「平成22年9月24日親田工区での調査した結果について、耕地課基盤整備室〇〇氏（以下「耕地課職員」という。）から海匠農業事務所〇〇氏（以下「事務所職員」という。）に見せてもらう様言われた黒塗りされた書類の黒塗りが無い状態のもの」（以下「開示請求1」という。）及び「平成22年9月24日及び同年10月4日の復命書」（以下「開示請求2」という。）である。

また、平成25年2月14日に政策法務課情報公開センターは、異議申立人から「海匠農業事務所」で保有している、異議申立人に見せた文書及び復命書が開示請求の内容であることを確認をした。

（2）対象行政文書及び不開示の理由について

ア 本件請求における対象行政文書は、開示請求1及び海匠農業事務所

開示請求2である。

イ 本件決定における不開示の理由は、黒塗りされた書類の黒塗りが無い状態のものの内容を含め、打合わせ後の復命書として担当課(所)及び耕地課が保有するものの、対象行政文書自体は保有していないため、並びに異議申立てを受けて再度対象行政文書を探索したものの見つけれなかったためである。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、担当職員から黒塗りにされた文書を見せられたが、黒塗りが無い状態を見たければ、開示請求書を出すよう請求書を渡されており、不開示決定は違法であると主張するが、対象行政文書は保有していないので、この主張には理由がない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに調査・審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求及び本件決定については、上記第3の1及び2(1)のとおりである。
- (2) これに対し、異議申立人は、平成25年4月4日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求の対象行政文書について

異議申立人の主張によれば、異議申立人に対して黒塗りして提示した文書があるのだから、不開示決定は違法であるとする。

これに対し、実施機関は、読み上げられた文書自体は保有していないと主張する。

そこで、当審査会が職員に調査させたところ、開示請求1については、土地改良施設である用悪水路への排水に関する相談等をしていたことに関して、平成22年9月24日に耕地課職員及び事務所職員が、一方の当事者である県営ほ場整備事業「磯見川地区」の土地改良事業の受益者である土地改良区の工区長(以下「本件工区長」という。)からその経緯等を聞き取るとともに、耕地課職員は、本件工区長が保有していた日記の内容を自己のノートに転記(以下「本件メモ」という。)したこと及び同年10月4日に異議申立人に本件メモの内容を読み上げたことを確認した。そして、同年10月14日に異議申立人が事務所職員に見せてもらった黒塗りされた書類があり、その文書は上記の本件メモの写しに一部黒塗りしたものであったものと思われること及び本件メモの記載されたノートは耕地課職員の管理するものであり、異動の際に廃棄されていることを確認した。

3 開示請求1について

(1) 本件メモの行政文書性について

千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号、以下「条例」という。)第2条第2項の規定によれば、開示請求の対象となる行政文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものである。

そこで、本件メモについて検討したところ、本件メモは耕地課職員がノートに備忘

録として記録したものであって、自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用する個人の備忘録である。また、本件メモは、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用または保存されているとはいえないので、行政文書ではないものと認められる。

なお、本件メモは作成者である耕地課職員の異動後は、廃棄されている。

(2) 本件メモの写しの行政文書性について

当審査会が職員に調査させたところ、本件メモの写しが、執務室のロッカーに保管されている正式文書の綴りとは別に、実施機関の職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用するものとしてその他の正式文書の写しとともに表題のないファイル（以下「本件ファイル」という。）に綴じられ、日常使われていない書庫室に置かれていたことを確認した。

また本件ファイルは、後任の職員に渡されていた事実はあるが、開示請求の時点においては放置状態であった。

本件メモは復命書を作成するための備忘録であったが、本件メモが廃棄され、その写しだけが残った場合、その写しが行政文書であるかどうかの判断は、写しそのものが組織的に用いられるものであるか否かを判断しなければならないので、上記調査結果に基づき以下検討する。

本件メモの記載内容は、復命書にも記載されており、実施機関としては復命書があることから本件メモの写しをあえて保有する必要はない。また、本件ファイルには表題がないこと、本件ファイルが保管されていた書庫室は日常使用されている行政文書の保管場所ではないこと、及び当該書庫室の片隅に放置されていたことからすると、本件メモの写しは組織で利用されているものとは認めがたい。

したがって、本件請求の対象となる行政文書は存在しないものと認められる。

4 開示請求2について

当審査会が職員に調査させたところ、開示請求2は耕地課で作成したものであって、海匠農業事務所が開示請求2を取得したのは平成25年4月23日であり、開示請求日の平成25年2月10日には保有していなかったことを確認した。

そして対象行政文書は第3の2(2)アのとおり、海匠農業事務所が保有している開示請求2であることから、開示請求日には海匠農業事務所は開示請求2を保有していないとの実施機関の判断は妥当である。

5 したがって、本件請求の対象行政文書である開示請求1及び開示請求2は存在しないものと判断する。

6 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上のとおり、本件請求につき、実施機関の不存在を理由とする不開示決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 1. 29	諮問書の受理
25. 2. 12	実施機関の理由説明書の受理
25. 8. 15	異議申立人の意見書の受理
27. 3. 25	審 議
27. 4. 22	審 議
27. 5. 27	審 議
27. 6. 24	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成27年 6月24日現在)